



沼津労働基準監督署発表
令和7年5月30日

沼津労働基準監督署
署長 石井 耕造
安全衛生課長 長谷川 渉
電話 055-933-5830

労災死傷者数2年連続120人超え、高止まり

～死傷者数128人、死亡者数3人～

令和7年4月30日現在における管内の休業4日以上之死傷者数は128人と2年連続で120人を超え、高止まりが続いています。このうち、つまづく・滑るなどの「転倒」が44人と、全体の3割強を占めています。死亡者数は3人と前年同月に比べ1人増加しています。

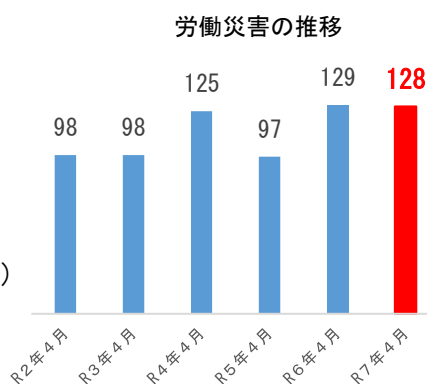
沼津労働基準監督署（署長 石井 耕造（いしい こうぞう））は、全国安全週間及びその準備期間を通じて、管内の事業場に対し転倒リスクの可視化を含めた労働災害防止活動の取り組み強化と関係者の意識向上を働き掛けるとともに、パトロールや指導の強化をしていきます。

1. 労働災害の発生状況（新型コロナウイルスによるものは除く）

令和7年4月30日現在（令和7年1月1日から4月30日）における沼津労働基準監督署管内（沼津市、裾野市、御殿場市、清水町、長泉町、小山町）における休業4日以上労働災害発生状況は次のとおりです。

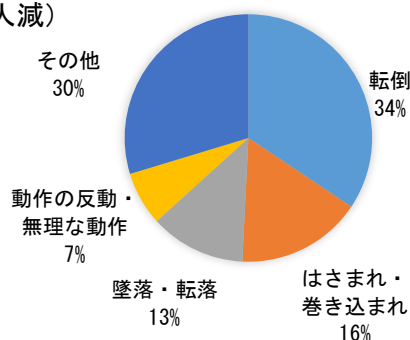
（1）業種別死傷災害発生状況

- ・全業種の死傷者数は128人（前年同月比1人減）
- ・製造業の死傷者数は33人（前年同月比5人減）
- ・建設業の死傷者数は15人（前年同月比3人増）
- ・運輸交通業の死傷者数は15人（前年同月比1人増）



（2）事故の型別死傷災害発生状況

- ・転倒による死傷者数は44人（前年同月比9人増）
- ・はさまれ・巻き込まれによる死傷者数は21人（前年同月と同じ）
- ・墜落・転落による死傷者数は16人（前年同月比3人減）
- ・動作の反動・無理な動作による死傷者数は9人（前年同月比11人減）



2. 全国安全週間について

全国安全週間は「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年に初めて実施されてから、今年で98回目を迎えます。

(1) 期間 7月1日から7月7日まで (準備期間 6月1日から6月30日)

(2) スローガン

『多様な仲間と 築く安全 未来の職場』

(3) 各事業場で取り組んでいただきたい主な事項

- ・ 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ・ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ・ 自主的な安全衛生活動の促進
- ・ 転倒災害防止対策（静岡労働局ぬかづけ運動）
- ・ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ・ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

3. 労働災害の削減に向けて

沼津労働基準監督署では、第14次労働災害防止計画に基づき、次の3点を最重要課題として労働災害の削減に取り組んでおります。

(1) 建設業における死亡災害の撲滅

墜落・転落災害の防止及び建設機械災害の防止、リスクアセスメントの結果に基づく適切な災害防止措置の実施を働きかけて行きます。

(2) 転倒災害の増加傾向への歯止め

通路、作業場の段差等の解消、4S活動の徹底、転倒リスクの可視化、運動プログラムの導入等を働きかけるとともに、「静岡労働局ぬかづけ運動」の普及啓発を引き続き行っていきます。

(3) 外国人労働者の労働災害の減少

外国人労働者には、母国語教材や視聴覚教材の活用など理解できる方法による安全衛生教育の実施を働きかけて行きます。

4. 安全週間説明会の開催について（主催：沼津労働基準協会）

日時 令和7年6月11日 13時30分

会場 裾野市民文化センター 多目的ホール
裾野市石脇586

添付資料

- ・ 資料1 「労働災害発生状況について」
- ・ 資料2 「令和7年度全国安全週間実施要綱」
- ・ 資料3 「静岡労働局ぬかづけ運動」
- ・ 資料4 「第14次労働災害防止計画の概要」

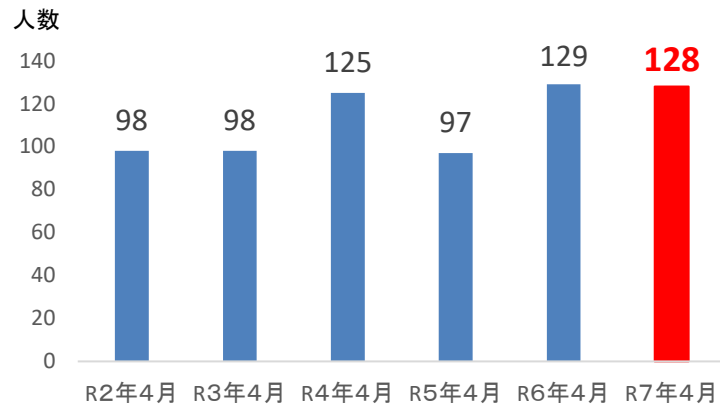
労働災害発生状況について

資料1-1

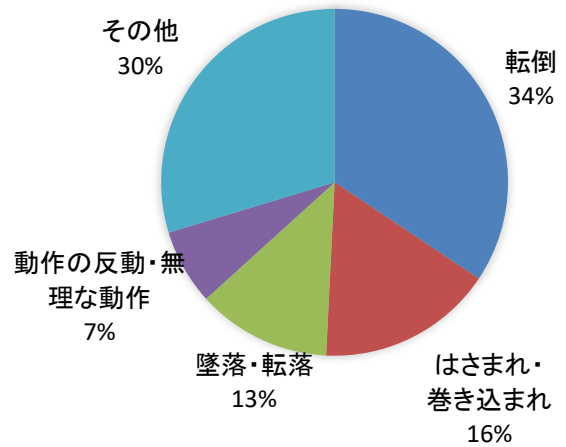
沼津労働基準監督署

1. 令和7年4月30日現在の労働災害発生状況

死傷者数の推移

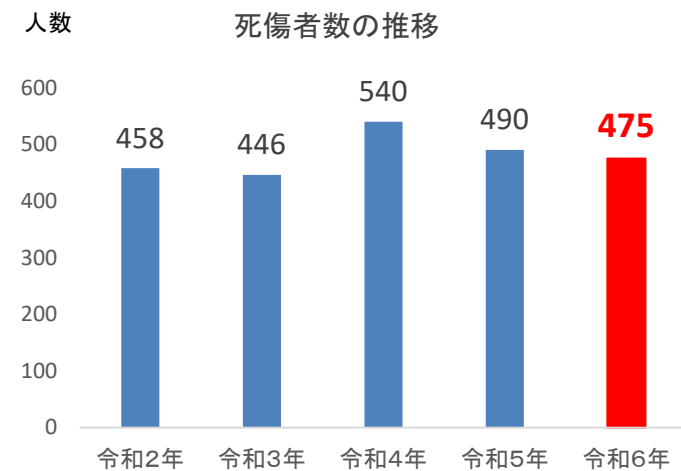


事故の型別労働災害発生状況

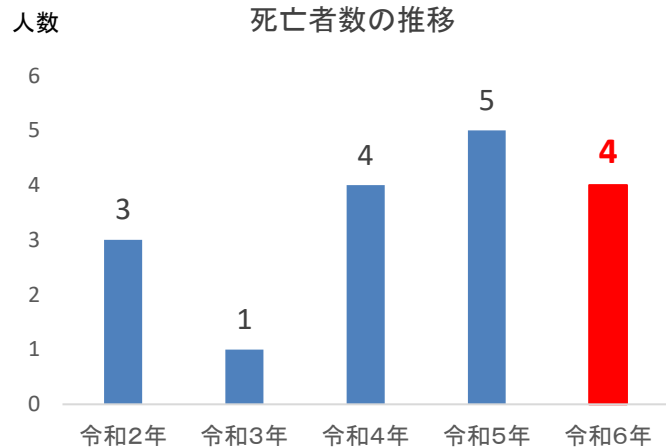


2. 令和6年の労働災害発生状況

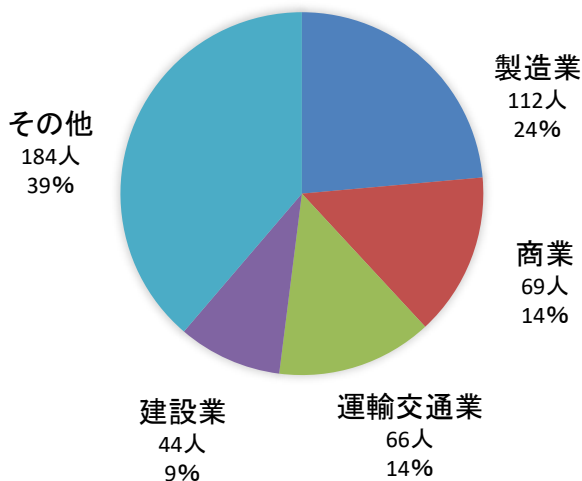
死傷者数の推移



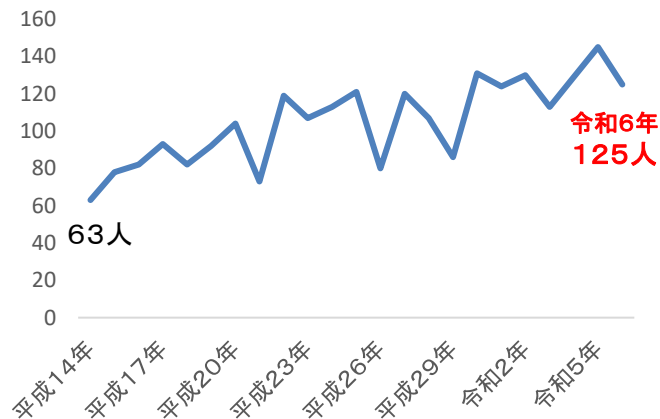
死亡者数の推移



令和6年 業種別災害発生状況



転倒災害の推移



データ: 労働者死傷病報告(休業4日以上)

沼津労働基準監督署

令和7年4月分 死傷病報告受理状況

2025年4月30日現在

号別	業 種	4月	年累計		前年比
			7年	6年	
1	食 料 品	1	7	10	-3
	(内水産食料品)		2	1	1
	織 維				
	衣 服				
	木 材・木 製 品		2	1	1
	家 具 装 備 品				
	パ ル プ・紙		1	3	-2
	印 刷・製 本				
	化 学	1	2	3	-1
	窯 業・土 石				
	鉄 鋼				
	非 鉄 金 属	1	1		1
	金 属		4	10	-6
	一 般 機 械	3	8①	4	4
	電 気 機 械	2	6	3	3
	輸 送 用 機 械		2	3	-1
	電 気 ガ ス 水 道				
	その他の製造業			1	-1
	小 計	8	33①	38	-5
2	鉱 業			1	-1
3	土 木 工 事	1①	6	3	3
	建 築 工 事	①	3	6	-3
	木 造 建 築 工 事	1	3		3
	その他の建設工事	1	3	3	
	小 計	3②	15	12	3
4	鉄 道 等				
	道 路 旅 客				
	道 路 貨 物	4	15	14	1
	その他の運輸交通				
	小 計	4	15	14	1
5	陸上貨物取扱い			1	-1
	港 湾 運 送				
	小 計			1	-1
6	農 業				
	林 業		1	2	-1
	小 計		1	2	-1

号別	業 種	4月	年累計		前年比
			7年	6年	
7	水 産・畜 産		1		1
8	卸 売 業			4	-4
	小 売 業	3	7	12	-5
	理 美 容 業				
	その他の商業		2	1	1
	小 計	3	9	17	-8
9	金 融・広 告 業				
10	映 画・演 劇 業				
11	通 信 業	1	4	3	1
12	教 育・研 究 業			2	-2
13	医 療 保 健 業	2	7	3	4
	社会福祉施設	3	8	9	-1
	その他の保健衛生業				
	小 計	5	15	12	3
14	旅 館 業	2	5	1	4
	飲 食 店		3	7	-4
	ゴ ル フ 場		2	3	-1
	その他の接客娯楽業	2	4	1	3
	小 計	4	14	12	2
15	ビ ル メンテナンス		5①	3	2
	その他の清掃・と畜事	1	4	5	-1
	小 計	1	9①	8	1
16	官 公 署		1		1
17	その他の事業	4	11	7	4
	派遣業（件数外）	1	7①	16	-9
	総 合 計	33②	128②	129	-1
新型コロナウイルス（件数外）※		8	11	34	-23

※新型コロナウイルス感染症によるもの（件数外）

木 工 機 械 に よ る 災 害	4月	年累計		前年比
		7年	6年	
丸 の こ 盤			1	-1
帯 の こ 盤				
か ん な 盤				
そ の 他	1	2		2
合 計	1	2	1	1

フォークリフト災害	4月	年累計		前年比
		7年	6年	
製 造 業	1	1		1
運 輸 業		1	1	
そ の 他 の 業 種		1		1
合 計	1	3	1	2

転 倒 災 害	4月	年累計		前年比
		7年	6年	
	14	44	35	9

プ レ ス 機 械 に よ る 災 害	4月	年累計		前年比
		7年	6年	
金 属			1	-1
一 般 機 械			① 1	-1
電 気 機 械				
輸 送 用 機 械				
そ の 他 の 業 種				
合 計			① 2	-2

○内の数字は死亡件数で内数

沼津労働基準監督署

令和6年分 死傷病報告受理状況（確定値）

2025年3月31日現在

号別	業 種	年累計		前年比
		6年	5年	
1	食 料 品	31	24	7
	（内水産食料品）	5	2	3
	織 維			
	衣 服			
	木 材 ・ 木 製 品	1	7	-6
	家 具 装 備 品	1	2	-1
	パ ル プ ・ 紙	6	4	2
	印 刷 ・ 製 本		3	-3
	化 学	10	10	
	窯 業 ・ 土 石	2	3	-1
	鉄 鋼			
	非 鉄 金 属	3	4	-1
	金 属	21	20	1
	一 般 機 械①	9	8	1
	電 気 機 械	11	7	4
	輸 送 用 機 械①	10	9	1
	電 気 ガ ス 水 道	1		1
	そ の 他 の 製 造 業	6	19	-13
	小 計②	112	120	-8
2	鉱 業	1		1
3	土 木 工 事	13	12	1
	建 築 工 事	23①	21	2
	木 造 建 築 工 事	1	11	-10
	そ の 他 の 建 設 工 事	7②	13	-6
	小 計③	44	57	-13
4	鉄 道 等		2	-2
	道 路 旅 客	4	8	-4
	道 路 貨 物	62	54	8
	そ の 他 の 運 輸 交 通			
	小 計	66	64	2
5	陸 上 貨 物 取 扱 い	6	7	-1
	港 湾 運 送	1		1
	小 計	7	7	
6	農 業	1	4	-3
	林 業①	7①	7	
	小 計①	8①	11	-3

号別	業 種	年累計		前年比
		6年	5年	
7	水 産 ・ 畜 産		1	-1
8	卸 売 業	18	4	14
	小 売 業	45	63	-18
	理 美 容 業	1		1
	そ の 他 の 商 業	5	4	1
	小 計	69	71	-2
9	金 融 ・ 広 告 業	5	8	-3
10	映 画 ・ 演 劇 業			
11	通 信 業	8	5	3
12	教 育 ・ 研 究 業	5	2	3
13	医 療 保 健 業	14	10	4
	社 会 福 祉 施 設	37	48	-11
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業	1	1	
	小 計	52	59	-7
14	旅 館 業①	9①	8	1
	飲 食 店	20	16	4
	ゴ ル フ 場	16	17	-1
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	4	4	
	小 計①	49①	45	4
15	ビ ル メンテナンス①	13	15	-2
	そ の 他 の 清 掃 ・ と 畜 事	15	7	8
	小 計①	28	22	6
16	官 公 署			
17	そ の 他 の 事 業	21	18	3
	派遣業（件数外）①	26	20	6
	総 合 計④	475⑤	490	-15
新型コロナウイルス（件数外）※		74	146	-72

※新型コロナウイルス感染症によるもの（件数外）

木 工 機 械 に よ る 災 害	年累計		前年比
	6年	5年	
丸 の こ 盤	2	3	-1
帯 の こ 盤			
か ん な 盤			
そ の 他	3	3	
合 計	5	6	-1

フォークリフト災害	年累計		前年比
	6年	5年	
製 造 業	3	5	-2
運 輸 業	3	3	
そ の 他 の 業 種	3	2	1
合 計	9	10	-1

転 倒 災 害	年累計		前年比
	6年	5年	
	125	145	-20

プ レ ス 機 械 に よ る 災 害	年累計		前年比
	6年	5年	
金 属	1	1	
一 般 機 械①	1		1
電 気 機 械			
輸 送 用 機 械			
そ の 他 の 業 種			
合 計①	2	1	1

○内の数字は死亡件数で内数

死亡災害発生状況

沼津労働基準監督署

令和7年死亡災害（5月26日現在）

No	管轄	発生月 発生時間	業 種 規 模	事故の型 起因物	発 生 状 況
1	沼津	2月 14時～15時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 足場	個人宅の外壁、屋根の塗装工事現場にて、被災者は西側の屋根の塗装作業を行っていた。大きな音がしたため、外壁のコーキング作業をしていた労働者が駆け付けたところ、西側の道路上に倒れている労働者を発見した。目撃者はいないものの、倒れていた位置等から被災者は高さ6mの足場から墜落したものと推定される。
2	沼津	3月 11時～12時	土木工事業 10人未満	崩壊、倒壊 その他の材料	護岸工事に使用する小口止工（コンクリート擁壁）の型枠を取り外していたところ、小口止工が倒れ被災者が下敷きとなった。小口止工は護岸工事場所に隣接する田んぼで型枠を組み、コンクリート打設したもので、被災者は小口止工に背を向けた状態で、取り外した部材を拾い集めていた。
3	沼津	3月 13時～14時	建築工事業 10～29人	崩壊、倒壊 建築物、構築物	ホテルの解体現場において、解体用つかみ機で小屋の解体をしていたところ、ブロック壁の上部が崩れ、監視業務を行っていた被災者に激突した。搬送先の病院で治療を行っていたものの、その後死亡した。

令和6年死亡災害

No	管轄	発生月 発生時間	業 種 規 模	事故の型 起因物	発 生 状 況
1	沼津	2月 16時～17時	一般機械器具製造業 300人以上	激突され プレス機械	派遣労働者である被災者がタレットパンチプレスを用いて作業していた際、金属板がクランプされていない不具合が発生したため、テーブル付近で調整作業を行っていたところ、テーブルが動きだしキャリッジ端部のカバーが顔面右こめかみに激突し死亡したもの。
2	沼津	4月 9時～10時	清掃・と蓄業 100～299人	墜落、転落 その他の用具	地上4階建て建築物の窓清掃業務をロープ高所作業により行っていたところ、屋上塔屋の部材に緊結していたメインロープ及びライフラインが外れ、高さ約13メートルの位置から地上へ墜落したものの。
3	沼津	10月 13時～14時	林業 10～29人	激突され 立木等	国有林で伐木等の作業に従事していた被災者が、終業時刻になっても戻らないことから作業場所を探したところ、倒れた枯損木の下敷きになっているところを発見された。被災場所には伐倒後の切り株があり、根本から倒れた枯損木にはつるが巻き付いていた。発見時の被災者は背中に枯損木が覆い被さり、両膝を折り曲げ、座るような姿勢で、上半身はうつ伏せの状態であった。
4	沼津	12月 9時～10時	輸送用機械等製造業 100～299人	はさまれ、巻き込まれ その他の動力運搬機	表面処理装置の走行モーター付運搬装置が停止している旨の異常ランプが点灯していたため確認したところ、当該運搬装置と鉄骨柱との間に、胸部をはさまれた状態の被災者が発見された。被災者は一人で表面処理置の給水配管の交換修繕作業を行っていた。

令和5年死亡災害

No	管轄	発生月 発生時間	業 種 規 模	事故の型 起因物	発 生 状 況
1	沼津	3月 10時～11時	その他の建設業 10人未満	激突され 移動式クレーン	看板の撤去工事において、看板を玉掛けし、積載型トラッククレーンを使用して看板を吊り上げようとしたところ、看板が玉掛け用具から外れ、付近にいた被災者に激突した。激突により、被災者は後ろ向きに倒れ、頭部を強打し、死亡した。
2	沼津	4月 15時～16時	その他の建設業 10人未満	墜落、転落 はしご等	倉庫の屋根上に設置された設備の交換作業において、積載型トラッククレーンの荷台からはしご（脚立を展開したもの）を屋根上に向けて掛け、昇っていたところ、はしごが転位し、はしごとともに地上に墜落し死亡した。
3	沼津	4月 14時～15時	林業 10人未満	はさまれ、巻き込まれ 移動式クレーン	自社の集材場にて、積載型トラッククレーンに積まれた丸太を荷台から降ろすため、被災者自ら当該クレーンを操作したところ、当該クレーンが傾き、アウトリガーと集積されていた丸太との間に挟まれ死亡した。
4	沼津	6月 13時～14時	旅館業 50～99人	墜落、転落 作業床・歩み板	高さ1.1mのコンクリート壁上の草地にて草刈機を使用して除草作業を実施中、背中から墜落し後頭部を強打し死亡した。
5	沼津	8月 6時～7時	建築工事業 10人未満	交通事故 トラック	走行中のトラックがトンネル側壁に接触したことにより、助手席に同乗していた被災者が頭部を強打し死亡した。

令和7年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

（ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和 6 年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な

な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮



「静岡県労働局ぬかづけ運動」実施中！

転倒災害を防止しよう！



ぬれた場所

床の水たまりや氷、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？



かいたん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じてしますか？



かたづけ

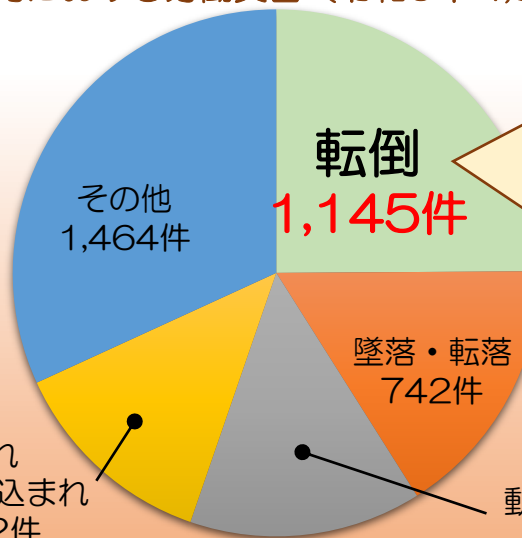
身の回りの整理整頓など、日々、作業者への**意識づけ**、教育などを行っていますか？



毎日の運動

ストレッチや転倒予防体操など**運動**を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

静岡県内における労働災害（令和6年 4,598件）



転倒

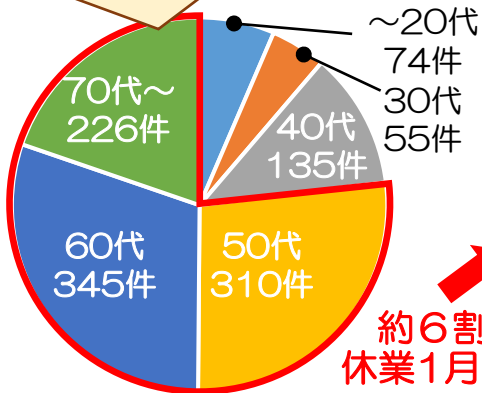
全体の

24.9%



静岡県内では、平成21(2009)年から連続し、転倒災害が「事故の型」ワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡県労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

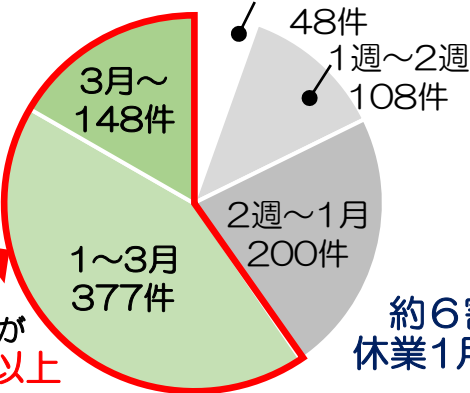
50代以上が75%以上



年代別

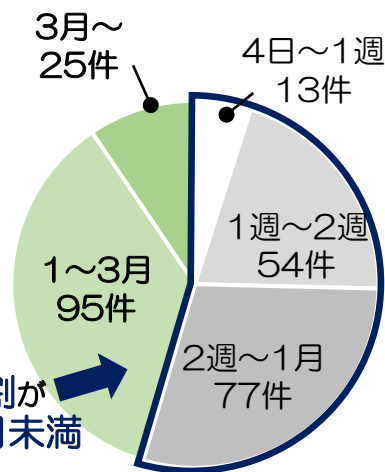
約6割が
休業1月以上

50代以上の休業期間別



約6割が
休業1月未満

50代未満の休業期間別



転倒災害の75%以上が50代以上で、50代以上の約6割は休業1月以上となっています。

フレイル予防の 3つのポイント

フレイル予防は日々の習慣と結びついています。栄養、身体活動、社会参加を見直すことで活力に満ちた日々を送りましょう。

栄養

食事の改善

食事は活力の源です。バランスのとれた食事を3食しっかりとしましょう。また、お口の健康（口腔ケア）にも気を配りましょう。



フレイル 予防

身体活動

ウォーキング・ストレッチなど

身体活動は筋肉の発達だけでなく食欲や心の健康にも影響します。今より10分多く体を動かしましょう。



社会参加

趣味・ボランティア・就労など

趣味やボランティアなどで外出することはフレイル予防に有効です。自分に合った活動を見つけましょう。



健康状態

Q1 あなたの現在の健康状態はいかがですか

よい
まあよい
ふつう
あまり
よくない
よくない

心の 健康状態

Q2 毎日の生活に満足していますか

満足
やや満足
やや不満
不満

食習慣

Q3 1日3食きちんと食べていますか

はい
いいえ

口腔機能

Q4 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
固いもの例：きさいか、たくあんなど

いいえ
はい

体重変化

Q5 お茶や汁物等でむせることがありますか

いいえ
はい

運動・転倒

Q6 6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

いいえ
はい

認知機能

Q7 以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか

いいえ
はい

運動・転倒

Q8 この1年間に転んだことがありますか

いいえ
はい

運動・転倒

Q9 ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか

はい
いいえ

認知機能

Q10 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか

いいえ
はい

認知機能

Q11 今日が何月何日かわからない時がありますか

いいえ
はい

喫煙

Q12 あなたはたばこを吸いますか

吸っていない
やめた
吸っている

社会参加

Q13 週に1回以上は外出していますか

はい
いいえ

社会参加

Q14 ふだんから家族や友人と付き合いがありますか

はい
いいえ

ソーシャル サポート

Q15 体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか

はい
いいえ

出典：厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」（令和元年10月）

テン トウ
10月10日は『転倒予防』の日

○中央労働災害防止協会「STOP！転倒災害プロジェクト」
<https://www.iisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>

○一般社団法人 日本転倒予防学会 <http://www.tentouyobou.jp/>

参考

STOP！転倒 検索

※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局労働基準部健康安全課 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3階 TEL054-254-6314 【R7.4】

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

第14次労働災害防止計画の概要

(静岡労働局)

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が
安全で健康に働くことのできる職場環境の実現に向けて

近年、全国的には、労働災害による死亡者数は減少しているものの、県内の死亡者数は建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上之死傷者数についても、ここ数年増加傾向にあります。また、労働災害発生率が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にあります。さらに、中小事業場の労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にあります。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応等多様化しており、現場のニーズの変化に対応した活動の見直し等が必要となっています。

このような状況を踏まえ、静岡労働局では、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度とし、5年間にわたり、当局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた静岡労働局第14次労働災害防止計画を策定しました。

計画の期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

計画の 総合的な目標

死亡災害

第13次計画期間と比較して、第14次計画期間の労働災害による死亡者数を、**5%以上減少させる**

死傷災害

2022年と比較して、2027年までに労働災害による休業4日以上之死傷者数を、**減少させる**

8つの重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進（陸上貨物運送事業・建設業・製造業・林業）

労働者の健康確保対策の推進（メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動）

化学物質等による健康障害防止対策の推進

（化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線）

第14労働災害防止計画の最重要課題

第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、静岡労働局においては、2023年4月から5年間、以下の4点を最重要課題として取り組むこととする。

- 1 建設業における死亡災害の撲滅
- 2 転倒災害の増加傾向への歯止め
- 3 外国人労働者の労働災害の減少
- 4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

1 建設業における死亡災害の撲滅

目標

建設業の死亡者数について、第13次労働災害防止推進計画期間中の合計数と比較して第14次労働災害防止計画期間中の合計数を**30%以上減少させる（30人以下とする）**。

主要課題

- ・高所からの墜落・転落といった重篤な災害につながりやすい作業環境にある。また、近年、関係労働者の高齢化が進んでいる。
- ・近年、豪雨被害からの復旧工事に伴う死亡災害が目立つ。



目標達成に向けた取組

- ・リスクアセスメントの結果に基づく適切な墜落・転落防止措置及びエイジフレンドリーガイドラインに基づく取組の定着を図る。
- ・労働災害防止団体をはじめとした関係機関とのより一層の連携を図る。
- ・豪雨等の自然災害が予想される場合には、必要な情報を収集の上、適切なタイミングで労働災害防止の要請、パトロール等を行う。
- ・これまでに発生した死亡災害の分析を行い、同種災害の再発防止対策等を分かりやすく取りまとめた資料を作成し、指導や周知等に活用する。

2 転倒災害の増加傾向への歯止め

目標

- ・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率※を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに男女とも**その増加に歯止めをかける**。
転倒による平均休業見込日数を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

※年千人率：1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合を示すもの

主要課題

- ・社会福祉施設及び小売業における転倒災害の増加が著しい。
- ・高年齢労働者の被災割合が高い。



目標達成に向けた取組

- ・取組の動機付けとなるよう、行動災害による経済的損失の「見える化」を図るとともに、行動災害防止の取組が生産性の向上等経営上のメリットにも繋がることを広く周知する（社会福祉施設及び小売業の関係事業場が参画するSAFE協議会等の枠組みの活用）。
- ・新たな「静岡労働局めがつけ運動」を展開し、転倒災害防止のための取組について周知啓発を図る。
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく取組等の周知を図る。
- ・行動災害の原因、再発防止対策について、詳細に分析、解析した結果を集約し、指導や周知等に活用する。

3 外国人労働者の労働災害の減少

目標

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年（令和4年）と比較して2027年（令和9年）までに**減少させる**。

主要課題

- ・製造業に従事する外国人労働者の被災者数が多い。
- ・玉掛けやフォークリフト業務等において、必要な資格を取得せずに就業制限業務に従事する外国人労働者が散見される。



目標達成に向けた取組

- ・外国人労働者に分かりやすい方法による安全衛生教育や掲示等の「見える化」等の対策を講じるよう、厚生労働省ホームページや関係機関の作成する資料や視聴覚教材の活用を促す。
- ・関係機関と連携し、周知広報用資料の展開を行う。
- ・就業制限業務に従事する外国人労働者の資格取得を徹底させ無資格就労を撲滅させる。

4 ストレスチェック制度のさらなる浸透

目標

- ・30人以上50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施事業場数の割合を2023年（令和5年）と比較して2027年（令和9年）までに**増加させる**。
- ・50人以上の事業場におけるストレスチェック実施事業場の割合を2027年（令和9年）までに**90%以上**とする。

主要課題

- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場は増えているが、50人以上の事業場において、受検率の低い事業場や未実施事業場について、業種間でも差が見られる。
- ・義務付けのない50人未満の事業場の受検率、実施率は未だ低いと思われる。

目標達成に向けた取組

- ・ストレスチェック制度における実施事項を記した「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく取組の推進を図る。
- ・「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」等のマニュアル、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」（独立行政法人労働者健康安全機構）等の相談窓口、静岡産業保健総合支援センター等による研修、及び、「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」等のツールの活用を促す。

総合的な目標（再掲）

これらの最重点課題の推進を図ることなどにより、計画期間中に

・**死亡災害**については、第14次労働災害防止推進計画期間（2023（令和5）年～2027（令和9）年）中の合計数を、第13次労働災害防止推進計画期間（2018（平成30）年～2022（令和4）年）中の合計数と比較して**5%以上減少させる**。

・**死傷災害**については、増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022（令和4）年と比較して2027（令和9）年までに**減少に転じさせる**。

ことを目標とする。

※ 主要な取組については、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定して取組を推進する。

※ 最重点課題以外にも、重篤な災害が多発している業種等の労働災害防止対策、過重労働による健康障害防止対策や化学物質による健康障害防止対策など労働者の健康確保対策を着実に推進していく。